

令和4年2月21日

使用者団体 各位

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課長

改正女性活躍推進法の施行について

日頃から、労働行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から、女性活躍推進のための一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する従業員が101人以上の企業まで拡大されます。

「一般事業主行動計画の策定」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた自社において女性活躍を推進するための行動計画を策定するものです。策定した行動計画は社内周知・外部公表を行い、計画を策定した旨を兵庫労働局に届出する必要があります。

また、「情報公表」とは、自社の女性の活躍に関する状況について、所定の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように、女性の活躍推進企業データベース等で公表することです。

101人以上300人以下の企業におかれては、令和4年4月1日の時点で、上記行動計画の策定・届出等及び情報公表を行っている必要があります。

つきましては、関係資料及び広報用原稿をお送りいたしますので、労働者及び事業主等への周知に御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、一般事業主行動計画の策定等を行い、一定の評価基準を満たした企業を認定する制度（えるぼし認定制度）がありますので、認定基準をまとめたチェックリストを添付しております。御参照ください。

※本件に関するお問い合わせ先
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課
担当 石原

TEL 078-367-0820